

○上越地域消防事務組合手数料条例

(平成12年 3月14日条例第 2号)

改正 平成17年 3月31日条例第 9号

平成18年 3月 8日条例第 1号

平成22年 3月 1日条例第 1号

平成22年10月27日条例第 4号

平成24年 3月 1日条例第 1号

平成26年 2月25日条例第 2号

上越地域消防事務組合手数料条例（昭和 63 年上越地域消防事務組合条例第 2 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する事務について徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収する事項及び額）

第 2 条 手数料を徴収する事項及びその額は、別表のとおりとする。

（手数料の前納及び不還付）

第 3 条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 徴収した手数料は、申請事項の取消し又は変更があっても還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料の免除）

第 4 条 次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。

- (1) 官公署から事務上の必要により申請があったとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける者から申請があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が免除を必要と認めるとき。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 8 日条例第 1 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 27 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 25 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受ける手数料について適用し、同日前に支払を受けた手数料については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

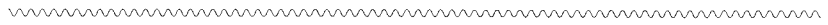
三 法第 十一条 前段の 規定に 基づく	手数料を徴収する事項						手数料の額
	一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下この表において「法」という。）第十條第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査						
1 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	指定数量の倍数が十以下のもの	指定数量の倍数が十を超え五十以下のもの	指定数量の倍数が五十を超え百以下のもの	指定数量の倍数が百を超え二百以下のもの	指定数量の倍数が二百を超えるもの	指定数量の倍数が十以下のもの	五千四百円
							三万九千円
							五万二千元
							六万六千円
							七万七千円
							九万二千元
							二万円
							二万六千円

貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	2 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査						
		指定数量の倍数が十以下のもの	指定数量の倍数が十を超え五十以下のもの	指定数量の倍数が五十を超え百以下のもの	指定数量の倍数が百を超え二百以下のもの	指定数量の倍数が二百を超えるもの	指定数量の倍数が五十を超える百以下のもの
							五万二千元
							六万六千円
							二万円
							二万六千円
							三万九千円
							五十三万円

▲（上越消三二）

<p>4 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所）（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とい（う）及び岩盤タンク</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満のもの</p>	<p>八十三万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満のもの</p>	<p>百一十万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満のもの</p>	<p>百六十六万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上五十万キロリットル未満のもの</p>	<p>百四十二万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上一百万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が一百万キロリットル以上二百五十万キロリットル未満のもの</p>	<p>百二十二万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が二百五十万キロリットル以上五百五十万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が五百五十万キロリットル以上一千万キロリットル未満のもの</p>	<p>三百八十八万円</p>



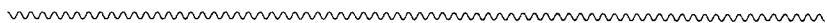
<p>に係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満のもの</p>	<p>五百十万円</p>
<p>5 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上のもの</p>	<p>六百二十九万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上一百万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が一百万キロリットル以上二百五十万キロリットル未満のもの</p>	<p>百十三万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が二百五十万キロリットル以上五百五十万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が五百五十万キロリットル以上一千万キロリットル未満のもの</p>	<p>百三十四万円</p>
<p>危険物の貯蔵最大数量が一千万キロリットル以上二千万キロリットル未満のもの</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が二千万キロリットル以上三千万キロリットル未満のもの</p>	<p>百五十万円</p>

6 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置	危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上十万キロリットル未満のもの	百八十三万円
	危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満のもの	二百十四万円
	危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満のもの	四百三十五万円
	危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満のもの	五百五十七万円
	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上のもの	六百七十七万円
	危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上のもの	五百七十五万円



11 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	10 移動タンク貯蔵所(11に規定する移動タンク貯蔵所を除く)の設置の許可の申請に係る審査	9 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	8 地下タンク貯蔵所の設置の許可の審査 指定数量の倍数が百を超えるもの	7 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満のもの	七百二十五万円
					危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上のもの	千七十万円

	12 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	一万三千元
四 法第一十一条	1 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く）の設置の許可の申請に係る審査	五万二千元
前段の規定に基づく	2 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査	六万六千元
取扱所の設置の許可の申請に対する審査	3 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	二万六千元
	4 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査	三万三千元
	5 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを。）以下この項のほか、七の項、十の項、十三の項及び十七の項において同じ。） が十五キロメートル以下の移送	二万千元



取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものである。）	
危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものである。）	八万七千元
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超えるもの	八万七千元に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた額

▲〔上越消三三〕

六 法第十一条第一項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	五 法第十一条第一項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	6 一般取扱所の設置の許可に係る審査				
		指定数量の倍数が十以下のもの	指定数量の倍数が十を超え五十以下のもの	指定数量の倍数が五十を超え百以下のもの	指定数量の倍数が百を超え二百以下のもの	指定数量の倍数が二百を超えるもの
貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))、屋外貯蔵タンクにあっては、本体並びに基礎	製造所に掲げるべき区分に当る料の額の二分の一	三万九千円	五万二千元	六万六千元	七万七千元	九万二千元

▲(上越消三一)

及び地盤(危険物
タンクの危険物
規則昭和三
五十五年理
四十年府令
この項にお
う規則第四
三項第四号
定する中
くをいう。)
定する中
に係る特定
に係る特定
準特定屋外
ク貯蔵所
及び地盤
タンク(海
上タンクを
屋外タンク
貯蔵所及び
屋外タンク
所に於ては
ンク本体及
置設第三項
号の二に規
うの定置設
の地盤を含
更に変更の
許可の申請
に係る変更

る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンクに貯蔵する岩盤タンクは、岩盤タンクのタンク本体の変更に係る変更の申請に係る可及の危険物の規制に適合する政令（平成十一年政令第三号）において、この項にいう「一年おきの貯蔵所」を指すものとする。

<p>八 法の第十一条第五項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>七 法の第十一条第一項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の申請に対する審査</p>	<p>（当該旧基準の許可の申請） 及貯蔵所の構造 及び設備を十一年新基準に適合させるための（を除外） 係る三項の場合 には、掲げる屋外タンクに貯蔵するものの数量に基づく額を二分する</p>
<p>二の項に掲げる製造所の区分に</p>	<p>四の項に掲げる取扱所の区分に</p>	<p>（当該旧基準の許可の申請） 及び貯蔵所の構造 及び設備を十一年新基準に適合させるための（を除外） 係る三項の場合 には、掲げる屋外タンクに貯蔵するものの数量に基づく額を二分する</p>

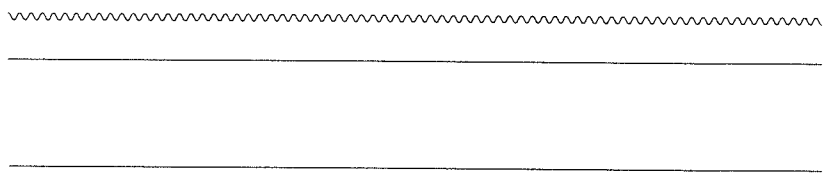
<p>九 法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>イ 貯蔵所は、三箇の区に分けて、二箇の区に分けて貯蔵するものとする。</p> <p>ロ 一の額を二分の料とする。</p> <p>ハ 一の額を三分の料とする。</p> <p>ニ 一の額を四分の料とする。</p> <p>ホ 一の額を五分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を六分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を七分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を八分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を九分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を十分の料とする。</p>	<p>十 法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>十一 法第十一条第五項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>十二 法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵</p>
<p>貯蔵所は、三箇の区に分けて貯蔵するものとする。</p>	<p>イ 貯蔵所は、三箇の区に分けて貯蔵するものとする。</p> <p>ロ 一の額を二分の料とする。</p> <p>ハ 一の額を三分の料とする。</p> <p>ニ 一の額を四分の料とする。</p> <p>ホ 一の額を五分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を六分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を七分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を八分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を九分の料とする。</p> <p>ヘ 一の額を十分の料とする。</p>	<p>取扱所に掲げる額の二分の一</p>	<p>製造所に掲げる額の二分の一</p>	<p>イ 屋外タンク</p>



<p>蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>十三 法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>十四 法第十一条第五項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>十五 法第十一条第二項</p> <p>1 水張検査</p> <p>容量一万吨以下</p> <p>容量一万吨以上二万吨以下</p> <p>容量二万吨以上三万吨以下</p> <p>容量三万吨以上四万吨以下</p> <p>容量四万吨以上五万吨以下</p> <p>容量五万吨以上六万吨以下</p> <p>容量六万吨以上七万吨以下</p> <p>容量七万吨以上八万吨以下</p> <p>容量八万吨以上九万吨以下</p> <p>容量九万吨以上十万吨以下</p>
<p>貯蔵所は、三箇の区に分けて貯蔵するものとする。</p>	<p>取扱所に掲げる額の二分の一</p>	<p>五千四百円</p>	<p>六千円</p> <p>一万千円</p>

▲(上越消二七)

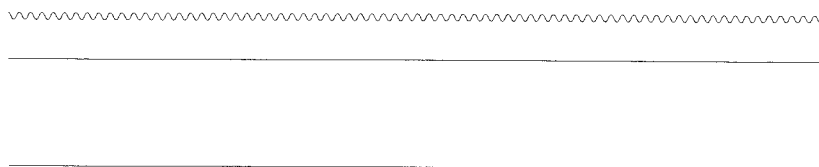
		2 水圧検査			3 基礎・地盤検査		
危険物の貯蔵量が千キロ以上五	容量を二万リットルを超えるタンク	容量を二万リットルを超えるタンク	容量を一万リットルを超えるタンク	容量を六万リットルを超えるタンク	容量を六万リットルを超えるタンク	容量を二万リットルを超えるタンク	容量を一万リットルを超えるタンク
四十一万円	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを	額四増満一 百すた万 円す万リ をすリ 加と えに た四端 千数 をを



危険物の貯蔵量が二十万キロ以上	危険物の貯蔵量が十万キロ以上	危険物の貯蔵量が五万キロ以上	危険物の貯蔵量が二万五千キロ以上	危険物の貯蔵量が一万五千キロ以上	危険物の貯蔵量が五千キロ以上	危険物の貯蔵量が二千キロ以上	危険物の貯蔵量が千キロ以上
百六十万円	百四万円	九十二万円	七十万円	五十四万円			

▲〔上越消二八〕

4 査 溶接部検					
危険物の貯蔵最 大数量が十萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が五萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が三萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が二萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が十萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が五萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所
九十九万円	六十三万円	四十九万円	二百三万円	百八十二万円	



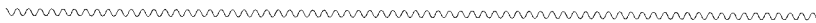
危険物の貯蔵最 大数量が十萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が五萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が三萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が二萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が十萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最 大数量が五萬キ ロリットル以上 の特定屋外タン ク貯蔵所
四百六十五万円	四百六万円	三百三十二万円	百七十二万円	百三十一万円	

第十六条第一項第二法 のに規定する貯蔵施設の 取所、貯蔵物の種類、 構造、位置、設置、更 改、修繕、その他必要		1 水張検査		5 岩盤タンク検査		危険物の貯蔵所
3 基礎・地盤検査	2 水圧検査	15の項の1に掲げるタンクの額の当該手数の額	15の項の2に掲げるタンクの額の当該手数の額	危険物の貯蔵最 大量が四十万 キロリットル未 満の屋外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最 大量が四十万 キロリットル以 上五十万キロ リットル未満の 特定屋外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最 大量が五十万 キロリットル以 上の特定屋外 タンク貯蔵所
十五の項の3に	十九の項の3に	千七百万円	千二百四十万円	九百万円		

第十七条第三項 のに規定する貯蔵 施設の取扱は		1 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク貯蔵所を除く)に関する検査		5 岩盤タンク検査	4 溶接部検査	係属可成検査完了
危険物の貯蔵最 大量が一萬キ ル未満のもの	危険物の貯蔵最 大量が五千キ ロリットル以上 一萬キロリット ル未満のもの	危険物の貯蔵最 大量が五十キ ロリットル以上 一萬キロリット ル未満のもの	危険物の貯蔵最 大量が千以上 五万キロリット ル未満のもの			
四十三万円	三十一万円	十五の項の5に掲げるタンクの額の当該手数の額	十五の項の4に掲げるタンクの額の当該手数の額	十九の項の3に 掲げるタンクの 額の当該手数の 額	十五の項の4に 掲げるタンクの 額の当該手数の 額	十五の項の4に 掲げるタンクの 額の当該手数の 額

保安に
関する
検査

2 岩盤タン クに係る特	危険物の貯蔵最 大数量が千キロ	危険物の貯蔵最 大数量が四十万 キロリットル以 上のもの	危険物の貯蔵最 大数量が三十万 キロリットル以 上四十万キロ リットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が二十万 キロリットル以 上三十万キロ リットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が十万千 キロリットル以 上二十万キロリ ットル未満のも の	危険物の貯蔵最 大数量が五万千 キロリットル以 上十万キロリッ トル未満のもの	危険物の貯蔵最 大数量が十万千 キロリットル以 上二十万キロリ ットル未満のも の	危険物の貯蔵最 大数量が二十万 キロリットル以 上三十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が四十万 キロリットル以 上五十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が五十万 キロリットル以 上六十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が六十万 キロリットル以 上七十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が七十万 キロリットル以 上八十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が八十万 キロリットル以 上九十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が九十万 キロリットル以 上百万キロリッ トル未満のもの	危険物の貯蔵最 大数量が百万キ ロリットル以上 のものの	
		四百十七万円	三百六十二万円	二百九十五万円	二百二十一万円	九十六万円										七十二万円



3 移送取扱 所の保安に 関する検査	危険物の貯蔵最 大数量が五十万 キロリットル以 上のもの	危険物の貯蔵最 大数量が四十万 キロリットル以 上五十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が三十万 キロリットル以 上四十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が二十万 キロリットル以 上三十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が十万千 キロリットル以 上二十万キロリ ットル未満のも の	危険物の貯蔵最 大数量が五万千 キロリットル以 上十万キロリッ トル未満のもの	危険物の貯蔵最 大数量が十万千 キロリットル以 上二十万キロリ ットル未満のも の	危険物の貯蔵最 大数量が二十万 キロリットル以 上三十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が三十万 キロリットル以 上四十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が四十万 キロリットル以 上五十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が五十万 キロリットル以 上六十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が六十万 キロリットル以 上七十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が七十万 キロリットル以 上八十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が八十万 キロリットル以 上九十万キロリ ットル未満の もの	危険物の貯蔵最 大数量が九十万 キロリットル以 上百万キロリッ トル未満のもの	危険物の貯蔵最 大数量が百万キ ロリットル以上 のものの	
																	二百六十六万円
																	七万円
																	四百七十九万円
																	三百十九万円
																	七万円

▲(上越消三一)

<p>十八、石油コンビナート等特定危険物の貯蔵・保管に関する法律第五十号、消防法第五十八号、消防施設特定等に関する規定の施行期日等</p>											
<p>1 流出油等防止堤</p>											
<p>2 外給水施設</p>											
<p>消火栓を有し、貯水槽を有しないもの</p>											
<p>消火栓及び貯水槽を有し、貯水槽を有しないもの</p>											
<p>円を加えた額</p>			<p>(基本額) 五万三千円</p>			<p>(加算額) 防止堤の延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに二万六千円を加えた額</p>			<p>(基本額) 三万八千円</p>		
<p>配管の延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに八千五百円を加えた額</p>			<p>(基本額) 二万二千円</p>			<p>(加算額) 貯水槽一基につき四千五百円を加えた額</p>			<p>(基本額)</p>		
<p>十九、越前消防事務組合、七和消防事務組合、昭和三十七年四月十日の消防法改正による消防法第五十号、消防施設特定等に関する規定の施行期日等</p>											
<p>1 水張検査</p>											
<p>2 水圧検査</p>											
<p>槽を有するもの</p>											
<p>イ(加算額) 配管の延長一キロメートル又は一キロメートルに満たない端数を増すごとに八千五百円を加えた額</p>											
<p>ロ 貯水槽を有しないもの</p>											
<p>掲げる項の区別の金額と同一のもの</p>											
<p>掲げる項の区別の金額と同一のもの</p>											
<p>掲げる項の区別の金額と同一のもの</p>											
<p>四万六千円</p>											

▲(上越消二七)

査		
二十 罹災に関する証明	三百五十円	
二十一 その他消防事務に関する証明	三百五十円	
二十二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)その他の法律に基づく番 理員 審査庁又は上越地域消防事務組合 行政不服審査会による提出書類の写し等 の交付	日本工業規格A 列三番以下の大 きさの用紙一面 につき、白黒に あつては十円、 カラーにあつて は七十円	

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律(これに基づく政令を含む)、政令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての額とし、その他のものについては一件についての額とする。